

第90回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年11月1日（木）13:00～16:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者（有識者）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において整理・報告が求められた①経営統計調査票（法人経営体用）及び米生産費調査票における作業内容別受委託面積、②米生産費調査票における調査対象米に係る注記に対する調査実施者の補足説明を踏まえて審議を行った後、審査メモに沿って、審議を行った。
- その結果、調査事項における「計」欄と内訳欄の記載方法については、調査実施者において再整理の上、委員等に後日確認を求めることとされたものの、それ以外の変更計画はおおむね適当と整理された。また、答申案については、部会長が示した、とりまとめの方向性に合意が得られたことから、最終的な案文は書面審議により決定することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会において整理・報告が求められた事項に係る再審議

- ・ 作業内容別の受委託状況については、今回、作業内容に応じて延べ面積又は数量により把握することに異論はないが、今回の調査結果を踏まえ、今後、どのような形で把握

することが適当か、引き続き検討してほしい。

→ 延べ面積等の把握単位・算定方法については、記入例等により丁寧に説明するよう努めるとともに、報告者から質問・照会のあった点については、全国で情報共有を図るなどして、引き続き改善を図りたい。

(2) 報告を求める事項の変更

ア 対象品目の生産のために使用した資材等、並びに物件税及び公課諸負担等を把握する調査事項【生産費調査票】

・ 『内訳』欄を記入する場合、『計』欄の記入は不要です。」との注記となっているが、「内訳」欄の記入が一部にとどまる場合、「計」欄に記入がないと支障が生じるのではないか。

→ 報告者が使用する資材の種類は、さほど多くないと考えられること、また、調査票回収時に「内訳」欄のみの記載となっている場合には、漏れなく記入されているかを、職員や調査員が確認することとしており、特に支障は生じないものと考えている。

→ 調査技術的な観点から言えば、「計」欄が「内訳」欄の合計と一致するようにしておかないと、審査が困難にならないか。

→ 改めて整理したい。

・ 注記の記述については、本日の指摘も踏まえ、調査実施者に再整理していただいた結果を確認・調整することとし、最終的な判断は一任いただきたい。

・ 「農業機械の所有状況」を把握する調査事項のコード表においては、今後のICT化や先端農業を進める上で重要な「ソフトウェア」のコードは設けられていないが、「パソコン」に含まれるとの理解でよいのか。

→ この調査事項については、税法上の減価償却対象とする物品について、コード表を設定しており、ソフトウェアは把握対象外となっている。

イ 土地の面積及び地代を把握する調査事項【生産費調査票】

・ 土地の面積については、報告者の記入負担が大きいため、電子化や、地域農業再生協議会が保有する水田台帳の活用の余地などについて、引き続き検討してほしい。また、報告者が記入する場合にも、具体的にどの資料のどの部分を転記すればよいのか明示することも検討してほしい。

→ 水稻であれば、農業共済組合が保有する引受台帳や地域農業再生協議会が保有する経営所得安定対策の交付金支払に係る台帳等がある。報告者が毎年作成する営農計画書では、ほ場ごとの作付けデータも整備されていることから、当該情報を用いて転記するよう、記入例や調査員・職員が訪問した際に丁寧に説明することとしたい。

→ 記入方法の支援ということではなく、台帳等の情報を直接活用する余地はないの

か。

→ 関係機関との協議・調整が必要となるため、今後検討したい。

ウ 作業別労働時間を把握する調査事項【生産費調査票】

- ・ 組織法人経営体用の生産費調査票では、構成員の年齢階層別・作業種類の延べ作業時間を把握しているが、「65歳未満」は一括りにされているが、中年・若年世代の状況も把握できるよう、年齢階層区分を細分化すべきではないか。
- ・ 一方で、65歳以上の構成員については、5歳区分とする理由・必要性は何か。
 - 年齢階層区分は、農家の高齢化が進んでいることを背景に、政策部局からの要望により設定したものであるが、今後検討したい。
 - その際は、生産費調査における労働力と年齢の関係を踏まえた上で、どのような年齢階層区分にすることが適当なのか、検討してほしい。
 - 法人経営体の場合には、65歳未満の区分を細分化して把握してもよいのではないか。
 - 政策部局における利活用状況も踏まえつつ、今後検討したい。
- ・ 作業種類の内容例示を調査票様式の左右に重複掲示する効果・必要性には疑問がある。今後の年齢区分の見直しにあたっては、この点も含めて検討してほしい。
 - 合わせて、今後検討させていただきたい。
- ・ 個別経営体用の生産費調査票では、男女別に作業種類の労働時間等を把握することとしているが、農作業の機械化が進み、男女差が関係なくなっている状況の中、生産費調査において、男女別に把握する必要性についても、今後検討していただきたい。
 - 千葉県では、男女別の労働時間の結果を施策に活用するケースは減っている。
 - 政策部局における利活用状況も踏まえつつ、今後検討したい。
 - 政策部局における利活用状況の確認に当たっては、報告者負担も踏まえ、具体的な利活用状況、利活用しやすいデータとなっているか確認してほしい。

エ 搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別飼育経費を把握する調査事項【生産費調査票】

- ・ 搾乳牛の取引状況については、個体ごとに把握することとしているため、飼養頭数が多い報告者にとっては、大きな記入負担が生じ、補助表を含めた記入・記入の在り方を検討することが必要になるのではないか。報告者によって、管理している償却額等を記入する方が負担の少ない場合と、保有する個別のデータに基づいて記入した方が負担の少ない場合など、区々となっていると思われるので、今後整理・検討してほしい。
 - 償却額については、報告者によってデータを管理している場合もあるが、計算方法が一律ではないため、個体別に把握し、統一的な計算方法により1頭当たりの

償却額を算出したいと考えている。ただし、報告者の負担抑制も考慮し、平成34年（2022年）調査からは、行政記録情報等を一層活用するなどして簡素化・効率化を図る方向で、今後検討したい。

- ・ 飼養頭数の多い報告者については、保有する既存データを提示することにより、調査票の記入に代えることは可能か。
 - その点についても、今後検討したい。
 - 現在は、そのような既存データの活用は行っていないのか。
 - これまでも、牛トレーサビリティの情報を了解の得られた3、4割の報告者については、牛トレーサビリティの情報を活用していた。今回の変更により、平成31年産調査からは、全ての報告者を対象に拡大し、牛トレーサビリティの情報を活用する計画である。

（3）報告を求めるために用いる方法の変更

- ・ オンライン回答率の向上に資する観点から、オンライン回答した場合には、経営に資する有用な情報を提供するなど、コストをかけずに報告者にインセンティブを付与するような方策について、今後検討すべきではないか。
 - 今後検討する。
 - その検討に当たっては、オンライン回答した場合には、調査結果から経営分析した結果を無料で提供することや、電子調査票上の記入部分にカーソルを合わせると、記入の仕方が画面表示されるなど、他省の調査における取組事例も参考に、検討を進めてほしい。
 - 本調査は、オンライン調査に不向きな調査票ではあるが、オンライン回答に馴染んだ電子調査票への改善を、紙調査票への記入のしやすさにも繋がるような方向で検討していただきたい。

（4）集計事項の変更

- ・ 従来は、個別経営体と組織経営体との間で、事業収支や利益の算出方法が異なっていたため、表章の仕方も別となっていたが、今回の見直しで、算出方法を統一した上で、法人に合わせて表章することになるのか。
 - 基本的には、その方向で表章する。一方、従来の個別経営体における経営収支についても、概念を合わせて時系列比較が可能となるような表章を考えている。
 - 調査結果について、施策や研究にも活用できるよう表章の充実などと、個別利用という観点からも検討してほしい。

（5）公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況について

- ・ 経営統計調査において、個人経営体、法人経営体にかかわらず、一つの事業体としての事業全体の収支を把握するのも一つの整理であるが、農業以外の事業収支については、

把握の仕方について今後検討してほしい。

(6) 答申案の構成・取りまとめの方向性等

これまでの審議結果を踏まえ、部会長が提示した答申案の構成及び変更項目ごとの取りまとめの方向性については、特段の異論もなく了承された。また、今後の課題については、構成員の意見も踏まえ、以下のとおり整理された。

- ・ 今回、調査対象区分を従前のままとした生産費調査について、利活用上の支障も考慮した調査対象区分を検討すること。
- ・ 経営統計調査における法人経営体について、調査結果から大規模階層における分布状況などを事後的に精度検証し、標本設計の見直しの余地を検討すること。
- ・ 調査票の構成及び調査事項については、調査結果の検証・分析の上、利活用状況を踏まえ、より有用な調査となるよう、調査票の構成及び調査事項についての見直しを検討すること。
- ・ 米生産費調査票の調査事項については、調査票への記入状況や調査結果の利活用状況等を踏まえ、把握範囲を整理・検討すること。
- ・ 農業経営体全体の結果表章について、母集団情報の切替えに伴う調査結果の断層が生じないように、推計方法の妥当性等についての検証・検討すること。
- ・ 今後、調査票の見直しについて検討する場合には、専門家等に確認を求めるなどして、多角的な検討を行うこと。

6 今後の予定

今後、調査実施者において、更に整理・検討することとされた調査事項の委員等による修正案の確認と並行して、部会長を中心に答申（案）を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づく書面決議を行い、11月22日（木）に開催予定の第128回統計委員会へ報告することとされた。

(以 上)